

■2012年改訂版『木造住宅の耐震診断と補強方法』（一般財団法人日本建築防災協会）

による耐震診断方法の扱いについて

当面の間、愛媛県下で実施する木造住宅耐震化促進事業で採用する診断方法は下記とおりとする。

記

1. 2012年改訂版「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会）に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く）に基づき実施する診断方法。

※報告書の作成にあたっては、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル『Ⅲ耐震診断要領』に定める報告書様式『木造住宅耐震診断結果報告書』（様式1）を表紙とし、2012年改訂版を採用した旨を明記すること。

2. 2004年改訂版「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会）に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く）に基づき実施する診断方法。

※報告書の作成にあたっては、2004年改訂版「木造住宅の耐震診断と補強方法」に準拠した、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル『Ⅲ耐震診断要領』に基づき報告書を作成すること。（従来どおり）

- ※1. 上記2（2004年改訂版）で耐震診断を実施した物件に対し、上記1（2012年改訂版）で、改修設計（改修耐震診断）を実施することは、支障ないものとする。
- ※2. ただし、一の耐震診断（又は、改修耐震診断）において、上記1、2の診断方法を併用して実施することは認めない。

『※1』の場合において、改修耐震診断の評価依頼を行うために、評価機関（愛媛県建築物耐震評価委員会）に提出が必要となる書類は次のとおりとする。

- ①上記1（2012年改訂版）で実施した改修耐震診断結果報告書一式
- ②（参考添付）上記1（2012年改訂版）で実施した耐震診断結果報告書一式
- ③上記2（2004年改訂版）で実施した耐震診断の評価証及び耐震診断結果報告書一式
- ④その他、従来より提出が必要とされている改修計画書等

※②の上記1（2012年改訂版）による耐震診断に対する評価については、申込者が希望する場合を除き、再評価は不要とする。